

## 1. 西目屋村の動向

令和6年度をもって、第2期計画の期間が終了することから、新たに令和7年～11年度を期間とする「第3期西目屋村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」または「本計画」といいます。）を策定します。

本計画は、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭を力強くサポートし、未来に希望と安心を感じられる環境づくりを目指すものです。

## 2. 計画の位置づけと計画の対象

就学前児童をもつ保護者および小学1～3年生の児童をもつ保護者とします。

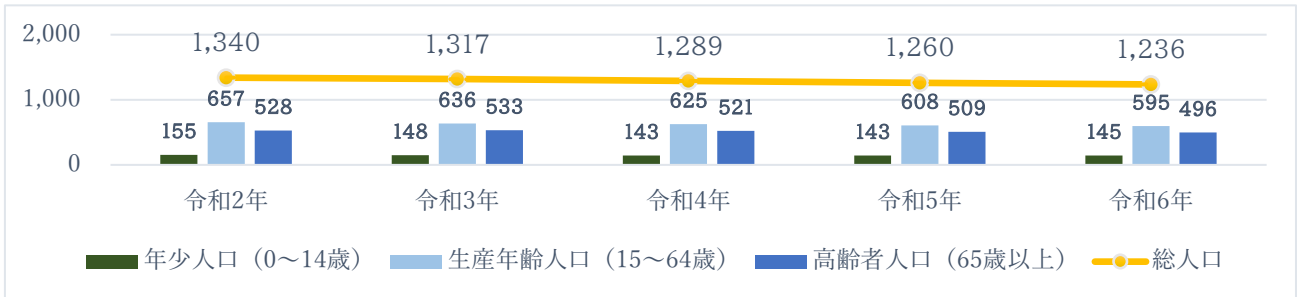
## 3. 計画期間と策定体制

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

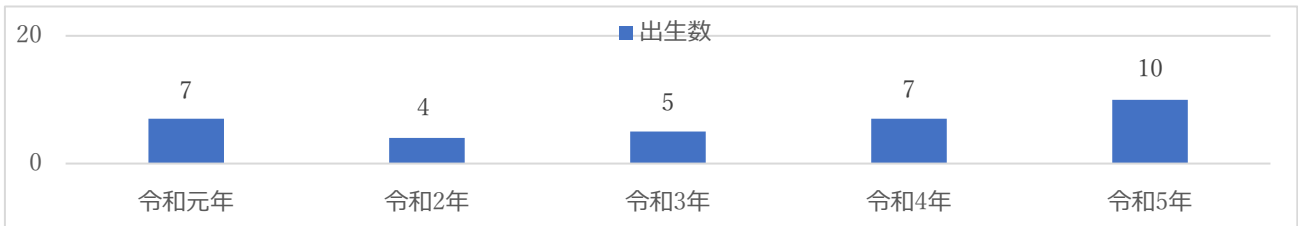
本村における子育て支援ニーズを的確に把握するため、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

## 4. 本村の状況

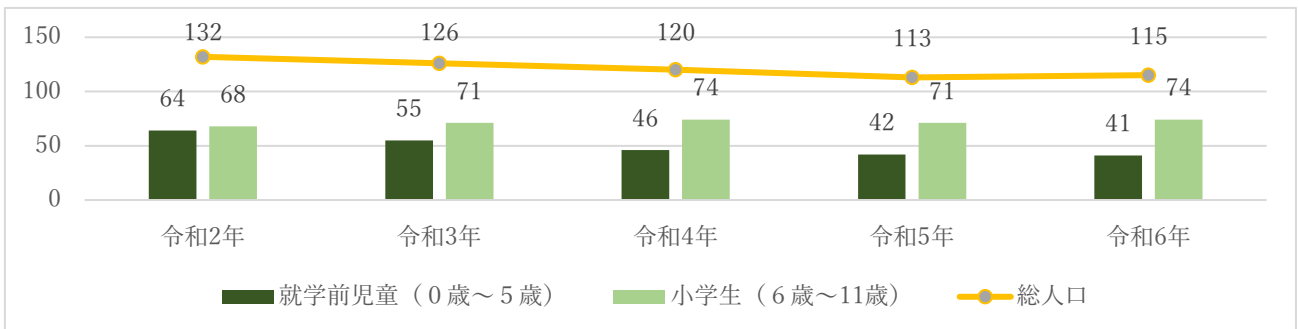
### ■本村の人口推移



### ■本村の出生数の推移



### ■本村の児童人口の推移



## 5. アンケート調査の概要と結果からみえる現状

### ■アンケート調査の概要

調査目的	本村の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため
調査対象	①就学前児童をもつ保護者：31 世帯 ②小学生1～3年生の児童をもつ保護者：29 世帯
調査方法	Google フォームにて回答
調査期間	令和6年12月～令和7年1月
回答・回収率	①18人 58.1% ②29人 44.8%

### ■アンケート結果からみえる現状

調査内容	内容
平日の定期的な教育・保育事業の利用	83.3%の人が教育・保育事業を利用しており、最も利用されているのは「許可保育所」です。利用理由としては「就労している子育て中の保護者」が最も多くなっています。
平日の定期的な教育・保育事業の実施場所	平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、実施場所別にみると、村内が40%、村外が60%となっています。村外の利用先としては弘前市が100%を占めています。
平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由	教育・保育事業を利用していない理由として、「子どもがまだ小さいため」が最も多く挙げられています。また、「育休中で自分で面倒をみたい」という回答が「その他」の主な内容となっています。
平日に定期利用したい教育・保育事業	希望施設として最も多かったのは「許可保育所」（13名、32.5%）で、次いで「認定こども園」（8名、20.0%）、「幼稚園」（6名、15.0%）となっています。村民は特に認可施設での保育を希望する傾向が見られます。
土曜・日曜日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望	土曜日は「ほぼ毎週利用したい」方が61.1%と多数を占め、利用希望者の約93%が1日中の利用を希望しています。一方、日曜日は「利用する必要がない」と回答した方が68.8%と最も多く、利用ニーズは土曜日に比べて低い傾向が見られます。月1～2回の利用理由では「月に仕事が入るため」が主で、「その他」には祖父母の農作業の手伝いが挙げられています。
一時預かり等の今後の利用意向	不定期な一時預かり等を「利用したい」と回答した方は60.0%で、その利用目的として最も多かったのは「私用、リフレッシュ目的」（43.5%）です。次いで「冠婚葬祭や学校行事、通院等」（39.1%）、「不定期の就労」（17.4%）が挙げられています。
病院・病後児童保育の利用意向	この1年間に通常の教育・保育サービスが利用できなかった際、病児・病後児保育施設等を「利用したかった」と回答した方は45.5%でした。これにより、病児保育のニーズが一定数存在することが明らかです。

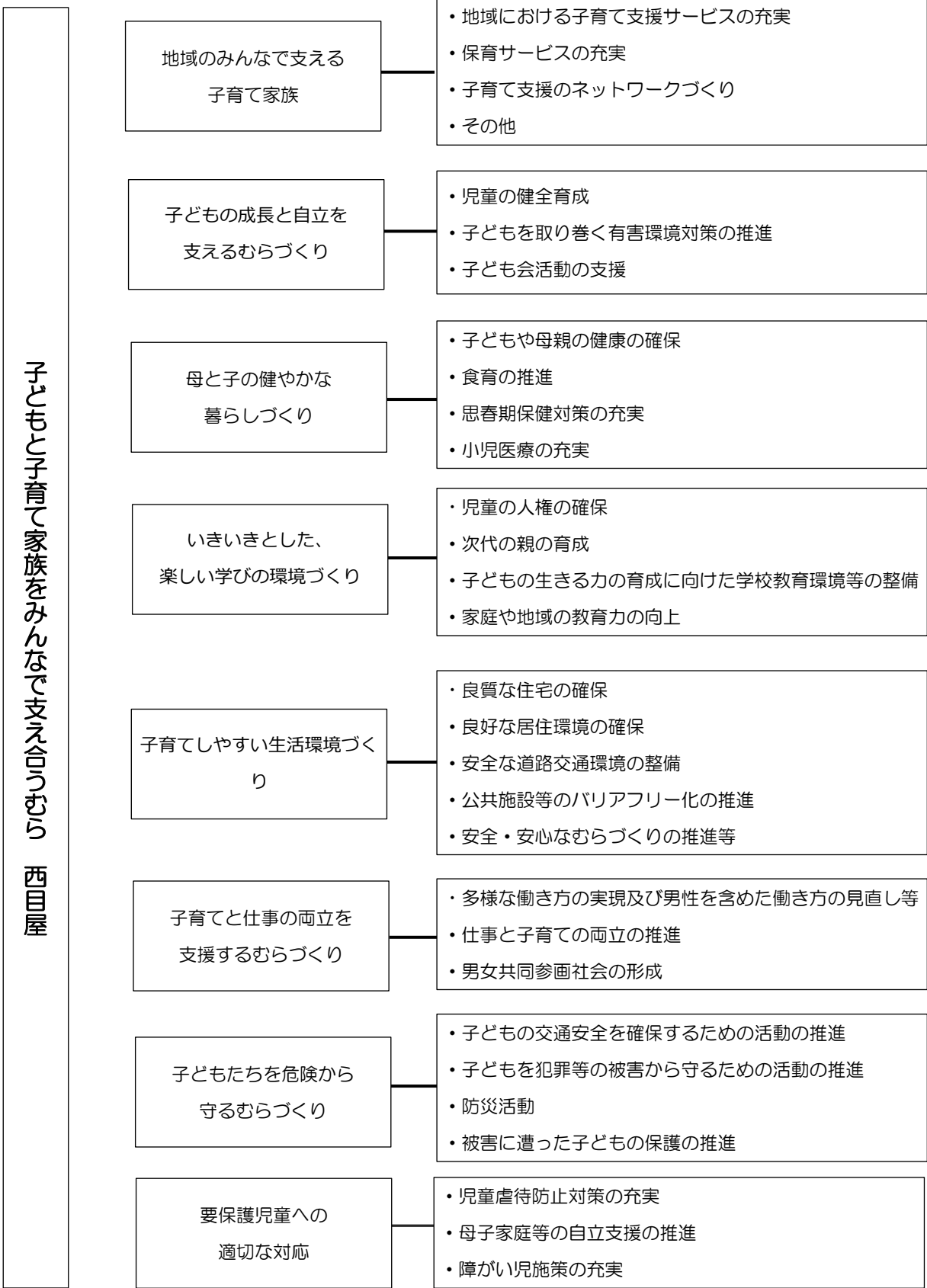


## 6. 計画の基本理念と施策体系

### ■基本理念

子どもと子育て家族をみんなで支え合うむら 西目屋

### ■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系



## 7. 子ども・子育て支援の施策展開

地域子育て支援拠点事業	保育所との協議を重ね、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを進めています。その一環として、乳幼児と保護者が集い交流できる場の創設を計画しています。
乳児家庭全戸訪問(新生児訪問)事業	乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や心身状態の確認、相談対応を行い、安心して子育てできる環境をサポートします。全戸訪問活動を通じ、きめ細やかな支援体制を維持します。
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業では、特に支援が必要な妊婦や児童を助産師や保健師が直接訪問し、専門的な相談やサポートを提供しています。現状の取り組みが有効であるため、今後も実績に基づく適切な支援を継続していきます。
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の疾病や育児ストレスなどで一時的に家庭での養育が困難な場合、子どもを安全で温かい施設で預かり、専門スタッフが支援する事業です。今後も認知度向上と受け入れ体制の維持に努め、必要な方が適切に利用できる環境を整えます。
時間外保育事業	午後6時から午後7時まで時間外保育事業を実施しています。今後も利用者のニーズに応じ、このサービスを安定的に提供していく方針です。
放課後児童健全育成事業	保護者が日中不在の小学生を対象に、放課後児童クラブ「やまぼと」を運営しています。今後も継続して実施し、地域の子どもたちが安心して過ごせる環境の確保に努めてまいります。
妊娠健康診査事業	妊婦健康診査では、健康状態の把握や検査・保健指導を実施し、必要に応じた医学的検査で母子の健康を支援しています。国指定の妊婦検査費用を無制限で助成し、リスクの早期発見を含め、母子の健康保持のために今後も継続して実施していきます。
妊娠等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業では、妊産婦に寄り添い、出産や育児計画のための面談や情報提供を行い、必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援を推進しています。支援給付事業と連携し、村保健師による面談等を通じて取り組みを継続していきます。
産後ケア事業	令和7年度から「産後ケア事業」を開始し、院直後の母子に心身のケアや育児サポートを提供します。母親の負担軽減と健やかな子育てを実現するための支援体制を整備します。
西目屋村チャイルドシート購入助成金	令和6年4月1日以降に生まれた子どもの保護者を対象に、チャイルドシート購入費用の助成を実施しており、上限は10,000円です。安全で快適な育児環境を整えるため、周知活動を強化し、支援の充実に努めてまいります。

## 8.計画の推進体制

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定され、進捗状況の定期的な報告が求められています。包括的な子育て支援実現のため、村内外の関連機関や住民組織との連携を強化します。PDCAサイクルを活用し、定量・定性双方の指標を用いて成果を検証しつつ、社会環境の変化に応じて柔軟に計画を調整していきます。

